

大学教育改革の現状と 国公立を通じた大学教育改革 の支援の充実等について

平成20年2月9日(土)、10日(日)
大学教育改革プログラム合同フォーラム



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

大学教育改革の動向



学校教育法等の一部を改正する法律(概要)

公布:平成19年6月27日、施行:政令で定める日

(公布の日から起算して6月を越えない範囲内)

- 大学は、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとしたこと。(第83条第2項)
- 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付できるものとしたこと。(第105条)
- 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとしたこと。(第113条)



大学設置基準等の一部を改正する省令（概要）

社会の信頼に応える高等教育の実現のため、学部等における教育力向上のための必要な措置を講じるとともに、その教育の質を保証する上で備えるべき基準を明確化

公布：平成19年7月31日 施行：平成20年4月1日

○教育研究上の目的の明確化

大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

○二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位の計算基準の明確化

○成績評価基準等の明示等

大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。また、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

○教育内容等の改善のための組織的研修等

大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(FD)を実施するものとする。

※短期大学設置基準、高等専門学校設置基準も同様に一部改正、大学院設置基準は、平成19年4月1日施行



学士課程教育の再構築について

中央教育審議会大学分科会制度・教育部会
学士課程教育の在り方に関する小委員会
審議経過報告の骨子(平成19年9月18日)

<基本的な考え方>

「知識基盤社会」における大学教育の量的拡大(ユニバーサル段階)を積極的に受け止めつつ、社会からの信頼に応え、国際通用性を備えた学士課程教育の構築を目指す。

⇒ 大学の自主性・自律性を尊重した多角的支援の飛躍的充実が必要
「競争」、「多様性」の追求 + 大学間「協同」、教育の質の「標準性」

<具体的な方策(主に国による支援・取組)の例>

1 我が国の学位の水準の維持・向上に向けた枠組みづくり

- ・我が国の学士号が保証する能力の明確化(各専攻分野を通じて培う「学士力(仮称)」の参考指針を提示)
- ・分野別の質保証の枠組みづくり(「学習成果」や到達目標の設定、コア・カリキュラム、教材の研究開発など)

2 教育目標・方法等の優れた実践を行う大学に対する重点的支援

- ・目標とする「学習成果」を明確に掲げ、その達成を目指した教育課程の体系化・構造化
- ・単位制度の実質化の観点に立った教育方法の点検・見直し
- ・学習意欲を高める双方向型の教育方法、体験活動の充実
- ・出口管理の強化、多面的な成績評価(GPA、学習ポートフォリオ、外部評価等)

(次頁へ続く)



学士課程教育の再構築について

中央教育審議会大学分科会制度・教育部会
学士課程教育の在り方に関する小委員会
審議経過報告の骨子(平成19年9月18日)

〈具体的な方策（主に国による支援・取組）の例〉

3 高等学校との接続の改善

- ・「大学全入」時代を迎える中での選抜方法の多様化(AO・推薦入試等)の検証
- ・大学における入学者受入れ方針の具体化・明確化に向けた取組の支援
- ・高等学校段階の基礎的な学習成果を評価し、客観性の高い選抜資料として広く活用する仕組みの検討
- ・大学における初年次教育等の充実に向けた支援

4 教職員の職能開発の推進

- ・全大学でのFDの確実な実施と実質化に向けた体制整備(専門的人材の配置等)の支援
- ・FDプログラムや教材等の開発の支援
- ・大学における優れたFD・SD活動への支援、大学間ネットワーク化の促進
- ・教育の教育業績評価や大学院での大学教員の養成、他大学でのインターンの推進

5 質保証システムの整備・確立

- ・教員組織、施設・設備等の在り方の見直しの検討(大学設置基準等の見直し)
- ・第三者評価制度の確立と分野別評価導入に向けた環境整備
- ・大学別の情報データベースの構築

6 その他

- ・経済的に恵まれない優秀な学生に対する支援
- ・大学に対する寄附の税制上の優遇
- ・企業の採用活動早期化の是正への期待



大学院教育振興施策要綱の概要

平成18年3月30日策定

大学院教育の充実・強化のための
5年間程度(平成18~22年度)の
重点施策を明示

体系的・集中的な施策展開

国際的に魅力ある
大学院教育を実現

大学院教育の実質化(組織的展開の強化)

- 課程制大学院の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立
 - ・各課程ごとの**人材養成目的の明確化**と教育の実質化に向けた各大学院の**優れた取組への支援**
**〔「大学院教育改革支援プログラム」:
平成20年度予定額 51億円)**
 - ・人材養成目的に即した**教員組織の編成**や組織的な研修・研究(FD)の実施や成績評価基準の明確化など**教員組織体制の見直し**
 - ・講義と実習の組合せの促進など**教育課程の編成の柔軟化**
 - ・円滑な博士の学位授与の促進
- TA・RAの充実など**学生に対する修学上の支援**
- 研究スペースの確保など**若手教員等の教育研究環境の改善**
- 産学協同プログラムの開発やインターンシップの充実、社会人対象の博士短期在学コース創設の検討など**産業界との連携の強化**
- 各分野のバランスのとれた発展を図るため、**人社系大学院を強化**

国際的な通用性・信頼性 (大学院教育の質の確保)の向上

- 専門分野別自己点検・評価の実施の促進や設置審査の改善など**実効性ある大学院評価の取組の推進**
- 国際化戦略の支援や高等教育の質保証に関する国際的な枠組みへの参加など**国際貢献・交流活動の活性化**

国際競争力のある卓越した 教育研究拠点の形成

- 世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成のため重点的支援
**〔「グローバルCOEプログラム」:
平成20年度予定額 340億円)**



大学に対する多元的できめ細やかなファンディング・システムの一環

【基盤的経費】

- 国立大学法人運営費交付金
- 国立大学法人施設整備費補助金
- 私立大学等経常費補助

【教員の個別の研究活動への競争的資金】

- 科学研究費補助金
- 戦略的創造研究推進事業

【学生に対する経済的支援】

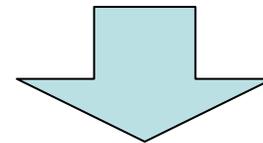
- 学生支援機構奨学金事業
- 留学生支援事業

【その他】

- JSPS特別研究員事業

【国公立大学を通じた大学教育改革の支援等】

- グローバルCOE等
- 大学院教育改革支援プログラム等
- 特色ある大学教育改革支援等
- 社会人の学び直しニーズ対応
- 新たな社会的ニーズに対応した学生支援等
- 地域医療、がん医療等医療人材養成
- 産学連携による高度人材育成関係



以下の点から大学改革に寄与

- ① 多元的できめ細かなファンディング・システムを構成する手段の一つ
- ② ファンディングを通じての大学の機能別分化を視野に入れた個性化・特色化と拠点形成
- ③ 自主的な教育研究モデルの開発や社会的に期待の大きい教育研究活動の政策的な促進
- ④ 学長や部局長の主導性の向上など大学の運営の活性化



今後の大学改革の方向性・目標

教育基本法改正

- 大学本来の教育研究活動の質の向上を明確に位置づけ
- 幅広い教養の厚みに裏打ちされた知性あふれる専門家の育成
 - 独創的・先端的な研究の推進
 - 多様な活動を通じた社会の発展への寄与

学校教育法改正

関連施策の推進

大学本来の教育研究活動の推進と各大学の自主的な判断による多様化・機能別分化

大学に期待される役割・機能を十分に果たすために、教育研究の質の向上を図りつつ、各大学の自主的な判断により、それぞれの特色や個性を明確化することで、我が国の大学が多様化し、機能別に分化していくことを目指す。

【多様化・機能別分化の例】 ※「我が国の高等教育の将来像」中央教育審議会答申(平成17年1月)

- ①世界的研究・教育拠点
- ②高度専門職業人養成
- ③幅広い職業人養成
- ④総合的教養教育
- ⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究
- ⑥地域の生涯学習機会の拠点
- ⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)

具体的な重点 — 大学改革戦略 —

大学を抜本的に強化すべく、自主的な取組を促す戦略的支援が必要

- (1) 世界的な教育研究拠点の形成 — 世界的に魅力ある大学院の構築、信頼される学部教育の実現 —
- (2) 大学の国際化の推進 — 海外の有力大学等との連携強化、留学生・教員交流の充実 —
- (3) 地域振興の核となる大学システムの構築 — 地域貢献、地域のニーズに対応した人材育成 —
- (4) イノベーション(単なる科学技術ではなく合理的な思考力等を含む)の源泉となる学術研究の推進 — 競争的資金の拡充と審査・評価の充実、民間等からの奨学寄附金拡大、施設・設備の充実、若手研究者支援 —



平成20年度予算案の概要

(国公私を通じた大学教育改革支援の充実)



国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実等

1. 国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実		(平成19年度予算額 615億円)	平成20年度予定額 680億円
(1) 人材養成目的の明確化を踏まえた高等教育の質の向上			
○質の高い大学教育推進プログラム		86億円	(新規)
各大学のポリシーの明確化とPDCAサイクルの確立など組織的運用による教育の質向上に向けた様々な取組を支援(特色GPと現代GPを発展的に統合)			
(2) 社会的ニーズに対応する人材養成と大学の多様な機能の展開			
○社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム		20億円	(18億円)
各大学等における教育研究資源を活用し、社会人の学び直しニーズに対応した教育プログラムを展開する優れた取組を支援			
○新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム		16億円	(16億円)
新たな社会的ニーズに対応した優れた学生支援の取組を支援			
(3) 世界に開かれた大学づくりの推進			
○大学教育の国際化加速プログラム		20億円	(18億円)
長期海外留学支援、海外先進教育研究実践支援、国際共同・連携支援(新規)等			
(4) 社会の要請に応える高度専門職業人養成の充実			
○専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム		14億円	(13億円)
教職大学院などの専門職大学院等における教育方法等の充実に資する取組を支援			

(次頁へ続く)



国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実等

2. 世界最高水準の卓越した教育研究拠点形成と大学院教育の抜本的強化

○グローバルCOEプログラム	340億円	(158億円)
「21世紀COEプログラム」の成果を踏まえ、世界的な卓越した教育研究拠点形成をより重点的に支援		
○大学院教育改革支援プログラム	51億円	(35億円)
社会の様々な分野で幅広く活躍する高度な人材養成のため、大学院における優れた組織的・体系的な教育の取組を支援		
○21世紀COEプログラム	39億円	(220億円)
世界的な研究教育拠点形成を支援（新規公募なし）		

3. 地域の教育研究資源の結集による知の拠点としての機能強化

○戦略的大学連携支援事業	30億円	(新規)
国公立の複数の大学による多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組を支援		

(次頁へ続く)



国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実等

4. 大学・大学病院が連携した医師等の養成システムの推進

○大学病院連携型高度医療人養成推進事業 15億円（新規）

複数の大学病院が緊密に連携・協力して実施する多様な医療人養成の取組を支援

○がんプロフェッショナル養成プラン 19億円（14億円）

がん医療の担い手となる高度な知識・技術をもつがん専門医師等、がんの特化した医療人養成の取組を支援（新規公募なし）

○社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム 9億円（13億円）

社会のニーズに適切に対応できる質の高い医療人養成の取組を支援（新規公募なし）

5. 産学連携による高度人材育成と教育プログラムの充実・強化

○産学連携による実践型人材育成事業 7億円（5億円）

実践型人材の育成を目指し、大学等において、産学連携による新たな教育プログラムの開発を実施

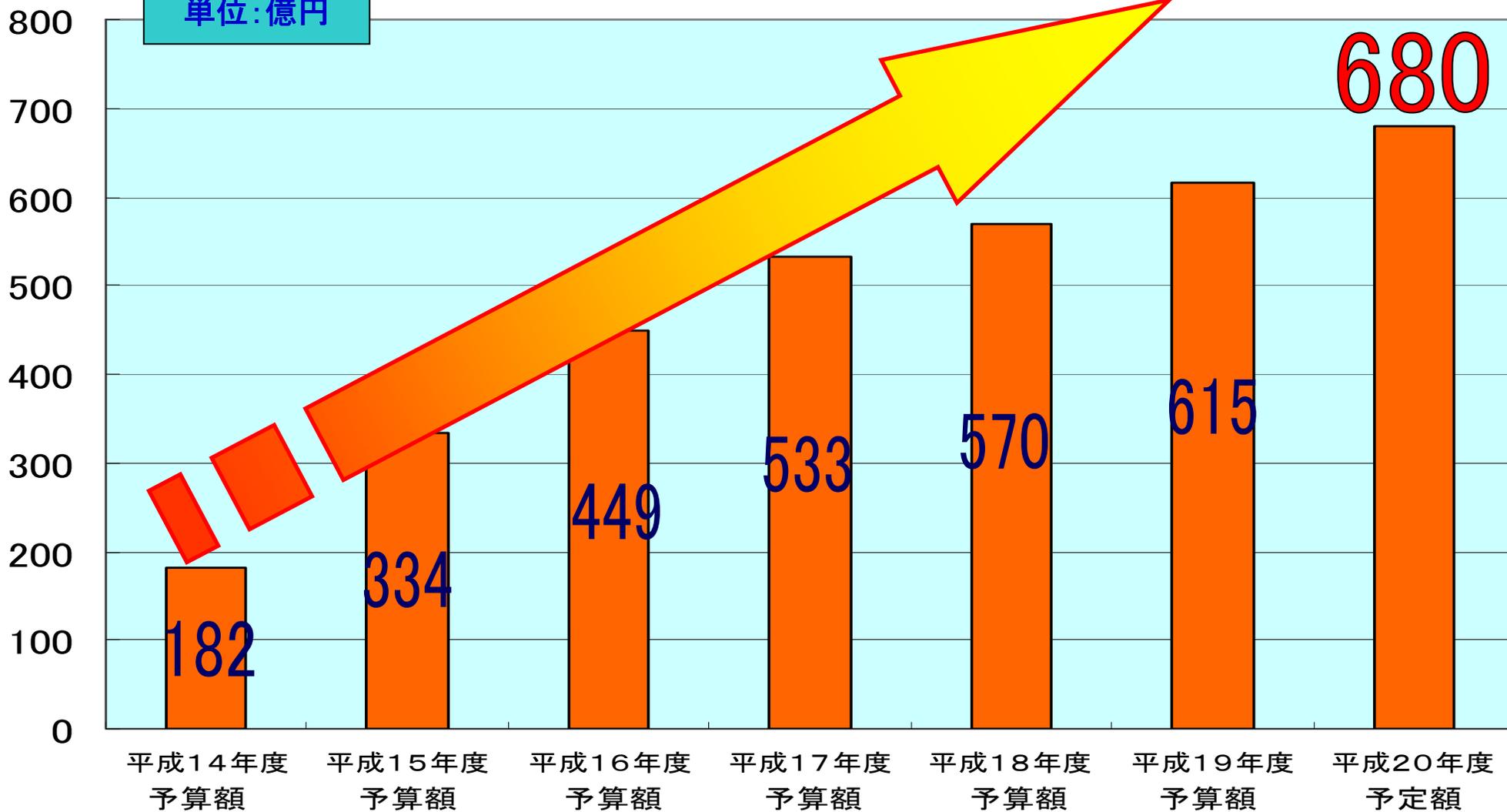
○先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム 8億円（8億円）

世界最高水準のIT人材として求められる専門的スキルを有し、企業等において先導的役割を担う人材の育成拠点形成を支援（新規公募なし）



「国公立大学を通じた大学教育改革の支援の充実等」予算額の推移

単位：億円



**各プログラムの詳細については、
配付資料をご覧ください。**

